

第六卷

〔第一段〕 詞書

上人、聖道諸宗の教門にあきらかなりしかは、法相三論の碩徳、面々にその「義解を感じ、天台花嚴の明匠、一々に」かの宏才をほむ、しかれども、なを出離の「道にわつらひて、身心やすからず、順次解」脱の要路をしらんために、一切経をひらき見給こと五遍なり、一代の教跡につき「て、つらく思惟し給に、かれもかたく、これも」かたし、しかるに恵心の往生要集、もはら「善導和尚の釋義をもて指南とせり、」これにつきてひらき見給に、かの釋にハ「乱相の凡夫、稱名の行によりて、順次に」浄土に生すへきむねを判して、凡夫の「出離をたやすく、められたり、藏經披」覽のたひに、これをうかふといへとも、とり「わき見給こと三遍、つるに、一心專念弥陀」名号、行住坐臥不問時節久近、念々「不捨者、是名正定之業、順彼佛願故の文にいたりて、末世の凡夫弥陀の名号」を稱せは、かの仏の願に乗して、たしかに「往生をうへかりけり、といふことはりをおも」ひきため給ぬ、これによりて承安五年」の春、生年四十三、たちとところに餘行を」すて、一向に念佛に歸し給にけ

釈文

法然上人、解脱の要路を求めて、五度にわたり一切経をひらく

源信の往生要集によつて、善導の一心専念の文に至る

観経疏散善義の一文

上人、承安五年春四十三歳で一向念仏に帰す

上人、聖道諸宗の教門に明らかなりしかば、法相・三論の碩徳、面々にその義解を感じ、天台・華嚴の名匠、一々に彼の宏才を譽む。しかれども、なお出離の道に煩いて、身心安からず。順次解脱の要路を知らんために、一切経を披き見給うこと五遍なり。一代の教跡につきて、倩思惟し給うに、彼れも難く、これも難し。しかるに、恵心の『往生要集』、専ら善導和尚の釈義をもつて指南とせり。これにつきて披き見給うに、彼の釈には乱相の凡夫、称名の行によりて、順次に淨土に生ずべき旨を判じて、凡夫の出離を、容易く勧められたり。藏経披覽の度に、これを窺うといえども、取り分き見給うこと三遍、遂に「一心に専ら弥陀の名号を念じ、行住坐臥に、時節の久近を問わず、念念に捨てざる者、是を正定の業と名付く。彼の仏の願に順ずるが故に」の文に至りて、「末世の凡夫弥陀の名号を称せば、彼の仏の願に乗じて、確かに往生を得べかり」という理を思い定め給いぬ。これによりて、承安五年の春、生年四十三、立ちどころに余行を捨て、一向に念仏に歸し給いにけり。

〔第二段〕 詞書

あるとき上人、往生の業にハ、稱名にすぎ」たる行あるへからず、と申さるゝを、慈眼房ハ、「觀仏すくれたるよしをの給ければ、稱名は」本願の行なるゆへに、まさるへきよしをたて」申たまふに、慈眼房、又、先師良忍上人も「觀仏すくれたりところおほせられしか、との給」けるに、上人、良忍上人もさきにこそむまれ」給たれ、と申されけるとき、慈眼房腹立し」たまひければ、善導和尚も、上来雖説定」散兩門之益、望仏本願、意在衆生一向」專稱弥陀仏名、と尺したまへり、稱名すくれ」たりといふことあきらかなり、聖教をハよくく」御覽候はて、とそ申されける、

釈文

上人、念仏と觀
仏につき、觀空
と争う
稱名は本願行

或る時上人、「往生の業には、稱名に過ぎたる行有るべからず」と申さるるを、慈眼房は、觀仏優れたる由を宣いければ、稱名は、本願の行なる故に、勝るべき由を立て申し給うに、慈眼房また「先師良忍上人も、觀仏優れたりところ仰せられしか」と宣いけるに、上人、「良忍上人も先にこそ生まれ給いたれ」と申されける時、慈眼房腹立てし給いければ、「善導和尚も、上来、定散

往生業には称名
勝る

両門りやうもんの益やくを説とくといえども、仏ほとけの本願ほんがんに望のぞむれば、意こころ、衆生しゆじやうをして一向いっかうに専らちゆうぱら
弥陀みだの仏名ぶつみやうを称しょうせしむるに在ありて釈しやくし給たまえり。称名しょうみやう優ゆうれたりといふこと明あきらか
なり。聖教しょうぎやうをば、善よく善よく御覽ごらん候そうらわで」とぞ申もうされける。

〔第三段〕 詞書

上人、一向専修の身となり給にしかハ、「つるに四明の巖洞をいて、西山の廣谷」といふところに居をしめ給き、いくほと」なくて、東山吉水のほとりに、しつかなる」地ありけるに、かの廣谷のいほりをわたし」てうつりすミ給、たつねいたるものあれば、「浄土の法をのへ、念仏の行をす、めらる、」卍導日にしたかひてさかりに、念佛に」帰するもの雲霞のことし、その、ち、賀茂」の河原屋、小松殿、勝尾寺、大谷など、その」居あらたまるといへとも、勸化をこたること」なし、つるにほまれ一朝にみち、益四海」にあまねし、これ弥陀の一教、わかくに、」縁ふかく、念仏の勝行、末法に相應する」ゆへなるへし、大谷ハ上人往生の地なり、」かの跡いまにあり、東西三丈餘、南北」十丈はかり、このうちたてられけん坊」舎、いくほとのかまへにかあらんとみえたり、」その節儉のほともおもひやられて、」あはれにたたくそ侍る、いまの御影堂の」跡これな

り、

釈文

比叡山より広谷に下り、のち吉水に移る

のちの居住地

大谷は上人往生の地

御影堂の跡

上人、一向専修の身となり給いにしかば、遂に四明の巖洞を出でて、西山の
 広谷という所に、居を占め給いき。幾程無くて、東山吉水の辺に、静かなる地
 ありけるに、彼の広谷の庵を渡して、移り住み給う。尋ね至る者有れば、浄土
 の法を述べ、念仏の行を勧めらる。化導日に従いて盛りに、念仏に帰する者、雲
 霞のごとし。その後、賀茂の河原屋、小松殿、勝尾寺、大谷など、その居改まる
 といえども、勸化怠ること無し。遂に誉れ一朝に満ち、益四海に遍し。これ弥陀
 の一教、我が国に縁深く、念仏の勝行、末法に相應する故なるべし。大谷は上
 人往生の地なり。彼の跡今に有り。東西三丈余り、南北十丈ばかり。この内に
 建てられけん坊舎、幾ほどの構えにか有らんと見えたり。その節儉のほども、思
 い遣られて哀れに貴くぞ侍る。今の御影堂の跡これなり。

〔第四段〕

詞書

或時、上人おほせられていはく、出離の志」ふか、りしあひた、諸の教法を信して、

諸」の行業を修す、おほよそ仏教おほしと」いへとも、所詮戒定恵の三学をはすきす、「所謂小乗の戒定恵、大乘の戒定恵、顯」教の戒定恵、密教の戒定恵也、しかるに「わかこの身ハ、戒行にをいて一戒をもたもた」す、禪定にをいて一もこれをえす、人師尺して「尸羅清浄ならされは、三昧現前せずといへり、」又凡夫の心ハ、物にしたかひてうつりやすし、「たとへハ猿猴の枝につたふかことし、まこと」に散乱して動しやすく、一心しつまりかたし、「無漏の正智、なに、よりてかをこらんや、若」無漏の智劍なくは、いかてか悪業煩惱の「きつなをた、んや、悪業煩惱のきつなを」た、すハ、なんそ生死繫縛の身を解脱」することえんや、かなしきかなく、いか、せんく、「こ、に我ふこときハ、すてに戒定恵の三学」の器にあらず、この三学のほかに、我心に相」應する法門ありや、我身に堪たる修行や」あると、よろつの智者にもとめ、諸の学者」にとふらひしに、をしふるに人もなく、しめ」す輩もなし、然間、なけきく経蔵にいり、「かなしミく」聖教にむかひて、手自ひらき」みしに、善導和尚の觀經の疏の、一心專」念弥陀名号、行住坐臥不問時節久」近 念と捨者 是名正定之業 順彼仏」願故、といふ文を見得てのち、我ふかことくの「無智の身ハ、偏にこの文をあふき、專この」ことほりをたのミて、念と捨の稱名を修」して、決定往生の業因に備へし、た、善導」の遺教を信するのミにあらず、又あつく弥陀」の

弘誓に順せり、順彼仏願故の文、ふかく魂」にそミ、心にと、めたるなり、恵心の先徳の「往生要集をひらくに、往生之業念仏為」本といひ、又かの人の妙行業記の文にも、往「生之業念佛為先といへり、覚超僧都、恵心」の僧都にとひての給はく、所行の念仏ハ、これ「事を行すとやせん、これ理を行すとやせんと、「恵心の僧都こたへての給ハく、こゝろ万境に」さへきる、こゝをもて我た、稱名を行するなり、「往生の業にハ、稱名尤もたれり、これによりて、「一生中の念仏その数を勤たるに、二十俱胝」遍なりとの給へり、然則源空ハ、大唐の善導」和尚のをしへにしたかひ、本朝の恵心の先徳」のすゝめにまかせて、稱名念仏のつとめ長日」六万遍なり、死期やうやくちかつくによりて、又「一万遍をくハへて、長日七万遍の行者なり、「とそおほせられける、「

釈文

上人、三学の成就しがたきを嘆き、念仏三昧に徹す
仏教は戒定恵の三学にすぎず

或る時、上人仰せられて曰く、「出離の志深かりし間、諸の教法を信じて、諸の行業を修す。おおよそ仏教多しといえども、所詮戒定恵の三学をば過ぎず。所謂小乗の戒定恵、大乘の戒定恵、顕教の戒定恵、密教の戒定恵なり。しかるに、我がこの身は、戒行において一戒をも保たず。禪定において一

われら如きは三
学非器なり

上人、黒谷の経
蔵で観経疏を讀
む

源信の念仏観

つもこれを得ず。人師釈して尸羅清淨ならざれば、三昧現前せずと言えり。また、凡夫の心は、物に従いて移り易し。例えば、猿猴の枝に伝うがごとし。真に散乱して動じ易く、一心静まり難し。無漏の正智、何によりてか起こらんや。もし、無漏の智剣なくば、いかでか悪業煩惱の絆を絶たんや。悪業煩惱の絆を絶たずば、何ぞ生死繫縛の身を、解脱することを得んや。悲しきかな悲しきかな、いかがせんいかがせん。ここに、我等ごときは、すでに戒定恵の三学の器に非ず。この三学の外に、我が心に相應する法門有りや。我が身に堪えたる修行や有ると、万の智者に求め、諸の学者に訪いしに、教うるに人もなく、示す輩もなし。しかる間、嘆き嘆き経蔵に入り、悲しみ悲しみ聖教に向かいて、手自ら開き見しに、善導和尚の観経の疏の、「一心に専ら弥陀の名号を念じ、行住坐臥に、時節の久近を問わず、念々に捨てざる、これを正定の業と名付く。彼の仏の願に順ずるが故に」という文を見得て後、我等がごとくの無智の身は、ひとえにこの文を仰ぎ、専らこの理を馮みて、念々不捨の称名を修して、決定往生の業因に備うべし。ただ善導の遺教を信ずるのみに非ず。また篤く弥陀の弘誓に順ぜり。「順彼仏願故」の文、深く魂に染み、心に留めたるなり。恵心の先徳の『往生要集』を披くに、「往生の業には念仏を本となす」と言い、また彼の人の

往生要集 往生の業は念仏を本となす

妙行業記 往生の業、念仏を先となす

源信、覚超の間に、往生の業には称名をもつとも足れりと答う

称名念仏のつとめ、六万遍より七万遍に

『妙行業記』の文にも、「往生の業には、念仏を先となす」と言えり。覚超僧都、

恵心の僧都に、問いて宣わく、「所行の念仏は、これ事を行すとやせん。これ理

を行すとやせん」と。恵心の僧都、答えて宣わく、「心万境に遮る。ここをもて、

我ただ称名を行するなり。往生の業には、称名尤も足れり。これによりて、

一生中の念仏その数を勘えたるに、二十俱胝遍なり」と宣えり。しかればすな

わち、源空は、大唐の善導和尚の教えに従い、本朝の恵心の先徳の勧めに任せ

て、称名念仏の勤め長日六万遍なり。死期、漸く近づくによりて、また一万

遍を加えて、長日七万遍の行者なり」とぞ、仰せられける。

〔第五段〕 詞書

上人の念佛七万遍になされてのちは、「晝夜に餘事をましへられさりけり、されは」
その、ち、人のまいりて法門をたつね申」けるにハ、き、たまふかとおほしくては、「
念仏のこゑすこしひきくなり給はかり」にてそありける、一向に念佛をさしをき」た
まふこと、なかりけるとなん、」

釈文

上人、念仏以外の余事を混じえず、訪問者を前に念仏す

上人の念仏七万遍になされて後は、昼夜に余事を混じえられざりけり。さればその後、人の参りて、法門を尋ね申しけるには、聞き給うかと思しくては、念仏の声少し低くなり給うばかりにてぞ有りける。一向に念仏を差し置き給うこと、無かりけるとなん。

〔第六段〕 詞書

上人、或時かたりてのたまはく、われ浄土「宗をたつる心は、凡夫の報土にむまる、」ことをしめさむためなり、もし天台に「よれば、凡夫浄土にむまる、ことをゆるすに」似たれとも、浄土を判する事あさし、もし「法相によれハ、浄土を判する事ふかしと」いへとも、凡夫の往生をゆるさず、諸宗の「所談ことなりといへとも、すへて凡夫報土に」むまる、ことをゆるさ、るゆへに、善導の尺「義によりて、浄土宗をたつるとき、すなはち」凡夫報土にむまる、事あらはる、なり、「こゝに人おほく誹謗してはいはく、かならず」宗義を立せすとも、念佛往生をす、む」へし、いま宗義をたつる事ハ、たゝこれ勝「他のためなるへし、我ハ凡夫むまる、事」をえは、應身

應土なりとも足ぬへし、「なんそ強に報身報土の義をたつる」やと、この義一往ことはりなるに似たれ」とも、再往をいへは、その義をしらざるか」ゆへなり、もし別の宗を立せずハ、凡夫報」土に生ずる義もかくれ、本願の不思議」もあらはれかたきなり、しかれば善導和尚」の尺義にまかせて、かたく報身報土の」義を立す、これまたく勝他のためにあらずとそおほせられける、」

积文

上人、凡夫が報土に生まれることを示すため、浄土宗を立てる

善導の积義で浄土宗を立つ

報身報土の義

上人、或る時語りて宣わく、我、浄土宗を立つる心は、凡夫の報土に生まれることを、示さむためなり。もし、天台によれば、凡夫浄土に生まれることを許すに似たれども、浄土を判ずること浅し。もし、法相によれば、浄土を判ずること深しといえども、凡夫の往生を許さず。諸宗の所談、異なりといえども、凡て凡夫報土に生まれることを許さざる故に、善導の积義によりて、浄土宗を立つる時、すなわち、凡夫報土に生まれること現わるるなり。ここに人多く誹謗して曰く、「必ず宗義を立せずとも、念仏往生を勧むべし。今宗義を立つることとは、ただこれ勝他のためなるべし。我等凡夫、生まれることを得ば、応身応土なりとも足りぬべし。何ぞ強ちに報身報土の義を立つるや」と。この義一往

ことわり
理なるに似たれども、再往を言え、その義を知らざるが故なり。もし、別の
宗を立てずば、凡夫報土に生ずる義も隠れ、本願の不思議も、現われ難きなり。
しかれば、善導和尚の釈義に任せて、堅く報身報土の義を立す。これ全く勝他
のために非ずとぞ、仰せられける。

〔第七段〕 詞書

上人、播磨の信寂房におほせられける」は、こゝに 宣旨の二侍をとりたかへて、鎮
西」の 宣旨をは坂東へくたし、坂東の 宣旨」をは鎮西へくたしたらんにハ、人も
ちる」てんやとの給に、信寂房しはらく案して、「宣旨にても候へ、とりかへたらん
をハ、いかゝ」もちい侍へきと申ければ、御房は道理」をしれる人かな、やかてさそ
帝王の 宣旨」とは、尺迦の遺教なり、宣旨二ありといふハ、「正像末の三時の教
なり、聖道門の修行」は、正像の時の教なるかゆへに、上根上智」のともからにあら
されは證しかたし、たとへハ」西国の 宣旨のことし、浄土門の修行は、末」法濁乱
の時の教なるかゆへに、下根下智の」ともからを器とす、これ奥州の 宣旨のこと
し、」しかれば三時相應の 宣旨、これをとり」たかふましきなり、大原にして聖道
浄」土の論談ありしに、法門は牛角の論な」りしかとも、機根くらへには源空かち

た」りき、聖道門はふかしといへとも、吋すき」ぬれはいまの機にかなはず、浄土門は」あさきに似たれとも、當根にかなひや」すし、といひしとき、末法万年、餘経悉滅、」弥陀一教、利物偏増の道理におれて、人」みな信伏しき、とそおほせられける、」

釈文

上人、播磨信寂房に聖道・浄土の二門を説く

正像末の三時と二つの宣旨

大原問答にて、機根比べに上人勝つ

上人、播磨の信寂房に、仰せられけるは、「ここに宣旨の二つ侍るを取り違えて、鎮西の宣旨をば、坂東へ下し、坂東の宣旨をば、鎮西へ下したらんには、人用いてんや」と言うに、信寂房暫く案じて、「宣旨にても候え。取り替えたらんをば、いかが用い侍るべき」と申しければ、「御房は道理を知れる人かな。やがてさぞ、帝王の宣旨とは、釈迦の遺教なり。宣旨二つ有りと言は、正像末の三時の教なり。聖道門の修行は、正像の時の教なるが故に、上根上智の輩に非ざれば証し難し。例えば、西国の宣旨のごとし。浄土門の修行は、末法濁乱の時の教なるが故に、下根下智の輩を器とす。これ奥州の宣旨のごとし。しかれば、三時相應の宣旨、これを取り違うまじきなり。大原にして、聖道・浄土の論談有りしに、法門は牛角の論なりしかども、機根比べには、源空勝ちたり

き。聖道門は、深しといえども、時過ぎぬれば、今の機に適わず。浄土門は浅きに似たれども、当根に適い易しと言ひし時、末法万年には、余経悉く滅し、弥陀の一教のみ、物を利すること偏に増さんの道理に折れて、人皆信伏しき」とぞ、仰せられける。

〔第八段〕 詞書

震旦に、浄土の法門をのふる人師「おほしといへとも、上人、唐宋二代の高僧」傳の中より、曇鸞、道綽、善導、懷感、「少康の五師をぬきいて、一宗の相承を」たて給へり、其後俊乘房重源入唐の「とき、上人仰られていはく、唐土に五祖の」影像あり、かならずこれをわたすへしと、これに「よりて渡唐の後、あまねくたつねもとむる」に、上人の仰たかハす、はたして五祖を一鋪「に畠する影像を得たり、重源いよく上人」の内鑒冷然なることをしる、かの當摩寺「の舅荼羅ハ、弥陀如来仞屺となりて、」大炊天皇の御宇、天平寶字七年にをり「あらハし給へる靈像なり、序正三方の縁の」さかひ、日觀三障の雲のありさま、人さらに「わきまへかたかりしを、のちに 文徳天皇の」御宇、天安二年に、もろこしよりわたれる「善導大師の御釋の、觀經疏の文を見」てこそ、人不審をはひらき侍しか、天平寶字「七年より天安二年にい

たるまでハ、九十六」年なり、そのカミ吾朝にてをられたる鼻」茶羅の、はるかの後
にわたれる觀經の疏」の文に符号せるをは、不思議とこそ申傳」て侍れ、いま上人さ
きたちて浄土の宗義を」ひらきたまひ、のちに重源入唐の時、かの」影像をわたすへ
きよしを命せられ、わたすところの影像、上人の仰にたかはさること、豈奇」特に
あらずや、されは道俗貴賤、かの五祖の」真影を拜して、いよ／＼上人の徳に歸し、
ます／＼念佛の信をふかくしけり、當時」二尊院の経藏に安置するハ、かの重源将」
来の真影なり、」

釈文

重源、上人の命
により、宋より
五祖像を将来

一鋪の浄土五祖
像
当麻曼茶羅は觀
經疏の文に符合
す

震旦に、浄土の法門を述ぶる人師多しといえども、上人、唐宋二代の高僧伝
の中より、曇鸞・道綽・善導・懷感・少康の五師を抜き出でて、一宗の相承を
立て給えり。その後、俊乘房重源入唐の時、上人仰せられて曰く、「唐土に
五祖の影像有り。必ずこれを渡すべし」と。これによりて、渡唐の後、遍く尋ね
求むるに、上人の仰せ違わず、果たして五祖を一鋪に図する影像を得たり。重
源いよいよ上人の内鑑冷然なることを知る。彼の当麻寺の曼茶羅は、弥陀如来
化尼となりて、大炊天皇の御宇、天平宝字七年に織り現わし給える靈像なり。

二尊院経蔵の五
祖像は、重源将
来のもの

序正三方の縁の境、日観三障の雲の有様、人さらに弁え難かりしを、後に文徳天皇の御宇、天安二年に、唐土より渡れる善導大師の御釈の、観経、疏の文を見てこそ、人不審をば開き侍りしか。天平宝字七年より天安二年に至るまでは、九十六年なり。その上吾朝にて、織られたる曼荼羅の、遙かの後に渡れる観経の疏の文に符合せるをば、不思議とこそ申し伝えて侍れ。今、上人先立ちて浄土の宗義を開き給い、後に重源入唐の時、彼の影像を渡すべき由を命ぜられ、渡すところの影像、上人の仰せに違わざること、あに奇特に非ずや。されば、道俗貴賤、彼の五祖の真影を拜して、いよいよ上人の徳に歸し、ますます念仏の信を深くしけり。当時、二尊院の経蔵に安置するは、彼の重源将来の真影なり。

〔奥書〕

六卷新勢数廿五丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

第七卷

〔第一段〕 詞書

上人、たゞ諸宗の教門にあきらかなるのミ」にあらず、修行おほく、その證を得給き、その「かみ四明黒谷にして、法花三昧をおこなひ」給しとき、普賢白象にのりて、まのあたり」道場に現し給ふ、又上人ある時、叡空上人」ならひに西仙房と、もに、おこなひたまひ」けるに、山王影向して、納受のかたちを」あらはし給けり、これ末代の奇特なり、」

釈文

上人、ただ諸宗の教門に、明らかなるのみに非ず。修行多く、その証を得給いき。その上四明黒谷にして、法華三昧を行ない給いし時、普賢白象に乗りて、眼の当たり道場に現じ給う。また上人ある時、叡空上人ならびに西仙房とともに行ない給いけるに、山王影向して、納受の形を現わし給いけり。これ、

法然上人、法華三昧のとき、普賢菩薩、山王現わる

末代の奇特なり。

〔第二段〕 詞書

上人黒谷にして、花嚴經を講し給けるに、「あをき小くちなハ机のうへにありけるを、」法蓮坊信空に、とりてすつへきよしおほせ」られけれハ、かの法蓮房、かきりなくくちなは」におつる人なりけれとも、師の命そむきかた」きによりて、出文机の明障子をあげまうけて、「ちりとりにはきいれてなけすて、障子を」たて、けり、さてかへりてみれば、くちなハ」なをもとのところによりけり、これをみるに、「遍身にあせいて、おそろしかりけり、上人」見給て、なとりてハすてられぬぞ、と」仰られけれハ、法蓮房しかく」とこたへ申さるゝ」に、上人黙然として物もの給ハさりけり、其」夜、法蓮房の夢に、大龍かたちを現して、「我ハこれ花嚴經を守護するところの龍神」なり、おそるゝ事なかれといふとおもひて、ゆめ」さめにけり、むかしこの経龍宮にありて、「人間に流布せず、龍樹菩薩、龍宮に」ゆきてこれをひらき見て、人間にかへり」て、これをひろめ給き、そのゝち、覺賢三藏」震旦にして、安帝義熙十四年三月十日より、「揚州謝司空寺に、護淨花嚴法堂をたて、」花嚴經を譯し給しとき、堂のまへの蓮花」池より、毎日に青衣なる二人の童子、あしたに」いて、ちりをはらひ、すみをすり、くるれはいけの」底へなむかへり入ける、經を譯し

をハリて」のちは、みえすなりにけり、この經ひさしく龍宮にありしゆへに、龍神うやまひて守護」をくハへ侍けるにこそ、上人の披講まこと」いたりて、龍神を感せしめたまひける、」ゆ、しくそ侍ける、」

釈文

上人、華嚴經披講のとき、机上に青蛇現わる

上人、机上の蛇を捨てよう信空に命ずる

捨てた蛇またもどる

信空、夢に華嚴經守護の龍神を見る

上人しようにんくろだに黒谷にして、『華嚴經』を講じ給いけるに、青き小蛇あおこくちなわつくえうえ机の上に有りけるを、法蓮房ほうれんぼうしんくう信空に、取りて捨つべき由よし、仰せられければ、彼の法蓮房ほうれんぼう、限りなく蛇くちなわに懼おそづる人なりけれども、師しの命背めいそむきがたきによりて、出文机いだしふづくえの明障子あかりしようじを開け設けて、塵取ちりとりに掃き入れて投げ捨てて、障子しようじを立ててけり。さて、歸りて見れば、蛇くちなわなお元のところに有りけり。これを見るに、遍身へんしんに汗出あせいでて、恐ろしかりけり。上人しようにんみ見給いて、「など取りては捨てられぬぞ」と仰せられければ、法蓮房ほうれんぼうしかじかと答え申さるるに、上人しようにんもくねん黙然として物も宣ものわざりけり。その夜、法蓮房ほうれんぼうの夢に、大龍形だいりゆうかたちを現じて、「我われはこれ、『華嚴經』を守護するところの龍神なり。怖おそるることなかれ」と言うと思おもいて、夢覚ゆめさめにけり。昔むかし、この經龍宮きようりゆうぐうに在りて、人間じんかんに流布るふせず。龍樹菩薩りゆうじゆぼさつ、龍宮りゆうぐうに行きて、これを聞き見て、人間じんかんに歸りて、これを広め給ひろたまひき。その後のち、覺賢かくけん三藏震旦さんざうしんたんにして、安帝義熙十四年あんていぎきしじゅうよねん

三月十日より、揚州謝司空寺に、護淨華嚴法堂を建てて『華嚴經』を訳し給ひし時、堂の前の蓮華池より、毎日に青衣なる二人の童子、朝に出でて塵を払い、墨を磨り、暮るれば池の底へなむ帰り入りける。經を訳し終わりて後は、見えずなりにけり。この經久しく龍宮に在りし故に、龍神敬いて守護を加え侍りけるにこそ、上人の披講真至りて、龍神を感ぜしめ給いける由々しくぞ侍りける。

〔第三段〕 詞書

上西門院ふかく上人に帰しましめて、念仏の御志あさからさりけり、或時上人を請し申されて、七箇日のあひた説戒あり、円戒の「奥旨をのへ給に、一のくちなハ、からかきの上に」七日のあひた、ハたらかすして聴聞の氣色也、「みる人あやしミおもふほとに、結願の日にあたり」て、かのくちなハ死せり、そのかしらの中より、一の「蝶いて、そらにのほるとみる人もあり、天人の」かたちにて、のほると見る人もありけり、昔「惠表比丘武當山にして、無量義經を講」讀せしに、こゑをきく青雀歡菟苑に生」せり、かの先蹤をおもふに、この小蛇も大乘」の結縁によりて、天上にむまれ侍けるにや、」

釈文

上西門院、上人を招いて、七日間の説戒あり
蛇、聴聞し結願の日に死す

蛇、大乘に結縁

上西門院深く上人に帰しましたして、念仏の御志、浅からざりけり。或る時上人を請じ申されて、七か日の間説戒有り。円戒の奥旨を述べ給うに、一つの蛇、唐垣の上に七日の間、働かずして聴聞の気色なり。見る人怪しみ思うほどに、結願の日に当たりて、彼の蛇死せり。その頭の中より、一つの蝶出でて、空に昇ると見る人も有り、天人の形にて、昇ると見る人も有りけり。昔、恵表比丘武当山にして、『無量義経』を講読せしに、声を聞く青雀歡喜苑に生ぜり。彼の先蹤を思うに、この小蛇も、大乘の結縁によりて、天上に生まれ侍りけるにや。

〔第四段〕 詞書

上人秘密の窓にいり、観念の床に坐し」給しに、あるときハ蓮花あらはれ、ある時は」羯磨を見、あるときハ寶珠を拝す、観心」明了にして、瑞相を眼前にあらはし給ふ」ことおほかりけり、」

釈文

三密修行の時瑞
相現ず

上人しようにん秘密ひみつの窓まどに入り、観念かんにんの床ゆかに坐ざし給たまいしに、ある時は蓮華れんげ現あわれ、ある時は羯磨かつまを見み、ある時は宝珠ほうじゆを拝はいす。観心かんしん明了めいりやうにして、瑞相ずいさうを眼前げんぜんに現あらわし給たまうこと多おほかりけり。

〔第五段〕 詞書

上人、ある夜夢見らく、一の大山あり、その「峯きハめてたかし、南北長遠にして、西方」にむかへり、山のふもとに大河あり、碧水北より」出て、波浪南になかる、河原渺々として「邊際なく、林樹茫々として限数をしらす、」山の腹にのほりて、はるかに西方を見たまへハ、」地よりかミ五丈ハかりあかりて、空中に一聚」の紫雲あり、この雲とひきたりて、上人の所ニ」いたる、希有の思をなし給とところに、この紫雲」の中より無量の光を出す、光のなかより」孔雀鸚鵡くわんぐわうの、百寶色の鳥とひいて、」よにもに散し、又河濱に遊戯す、身より」光をはなちて、照耀きハまりなし、其後」衆鳥とひのほりて、もとのことく紫雲の」なかにいりぬ、この紫雲又北にむかひて、山河」をかくせり、かしこに往生人あるかと思惟し」給ほとに、又須臾にかへりきたり

て、上人の「まへに住す、やうやくひろこりて一天下に」おほふ、雲の中より一人の僧出て、上人の「所にきたり住す、そのさま、腰よりしもは」金色にして、こしよりかミは墨染なり、上人「合掌低頭して申給はく、これ誰人に」ましますそやと、僧荅給はく、我ハ是善導」なりと、なにのために来給そやと申給に、「汝専修念佛をひろむること、貴かゆへに」来れるなりとの給とみて夢さめぬ、畫「工乗基におほせて、ゆめにみるところを」畧せしむ、世間に流布して、夢の善導」といへるこれなり、その面像のちに唐朝より「わたれる影像にたかハさりけり、上人の化導、」和尚の尊意にかなへることあきらけし、しかれハ、「上人の勸進によりて、稱名念仏を信し、往生」をとくるもの一州にみち、四海にあまねし、前兆の「むなしからさる、たれの人か信受せさらん、」

釈文

上人、夢の中で
善導に会う
美しい山河森林

上人、ある夜夢見らく、一つの大山在り。その峰極めて高し。南北長遠にし、西方に向かえり。山の麓に大河在り。碧水北より出で、波浪南に流る。河原眺々として辺際なく、林樹茫茫として限数を知らず。山の腹に登りて、遙かに西方を見給えば、地より上五丈許り上がりて、空中に一聚の紫雲あり。この雲

百宝色の鳥

半金色の善導

二袒対面

善導、上人の念
仏布教を貴とぶ

画工乗台に夢の
善導を画かせる

「夢の善導」流
布す

飛び来りて、上人のところに至る。希有の思いをなし給うところに、この紫雲の中より無量の光を出す。光の中より孔雀・鸚鵡等の、百宝色の鳥飛び出でて四方に散じ、また河浜に遊戯す。身より光を放ちて、照り耀き極まりなし。その後衆鳥飛び昇りて、元のごとく紫雲の中に入りぬ。この紫雲、また北に向かい、山河を隠せり。彼処に往生人有るかと思惟し給うほどに、また須臾に帰り来りて、上人の前に住す。漸く広がりて、一天下に覆う。雲の中より一人の僧出でて、上人の所に来り住す。その様、腰より下は金色にして、腰より上は墨染なり。上人、合掌低頭して申し給わく、「これ、誰人にましますぞや」と。僧答え給わく、「我はこれ善導なり」と。「何のために来給うぞや」と申し給うに、「汝専修念仏を広むること、貴きが故に来れるなり」と宣うと見て、夢覚めぬ。

画工乗台に仰せて、夢に見るところを図かせしむ。世間に流布して、「夢の善導」といえるこれなり。その画像、後に唐朝より渡れる影像に違わざりけり。上人の化導、和尚の尊意に適應すること、明らけし。しかれば、上人の勧進によりて、称名念仏を信じ、往生を遂ぐる者、一州に満ち、四海に遍し。前兆の空しからざる、誰の人か信受せざらん。

〔第六段〕 詞書

上人、專修正行としをかきね、一心專念こう」つもり給しかは、つゝに口稱三昧を發し」給き、生年六十六、建久九年正月七日の「別時念佛のあひた、はしめにハマツ明相あら」はれ、次に水想影現し、のちに瑠璃の地」すこしき現前す、同二月に寶地寶池寶」樓を見たまふ、それよりのち、連々に勝相あり、」或時ハ左の眼より光をいたす、眼に瑠璃あり、」かたち瑠璃のつほのことし、つほにあかき花」あり、寶瓶のことし、或時ハはるかに西方を」見やり給に、寶樹つらなりて、高下心に」したかひ、或ときハ座下寶地となり、或時ハ」佛の面像現し、あるときハ三尊大身を現し、」或時ハ勢至來現し給、すなハち畫工に」命して、これをうつつしと、めらる、或時ハ寶鳥」琴笛ふの種々のこゑをきく、くハしきむね、」御自筆の三昧發得の記にみえたり、かの」記、上人在日のあひたは披露なし、勢觀」房、遺跡を相承の、ち、これを披見せら」れけり、高野の明遍僧都ハ、彼の記を」ひらき見て、随毘の涙をなかされ」けるとなん、」

釈文

口称三昧を發す
別時念仏の間、
極樂の瑞相、勢
至菩薩などが現
わる

自筆の三昧發得
記に瑞相を載す
源智、上人の滅
後、これを見る
明遍も見て隨喜
す

上人、專修行年を重ね、一心專念功積もり給いしかば、遂に口称三昧を發し給いき。生年六十六、建久九年正月七日の別時念仏の間、初めにはまず明相現われ、次に水想影現し、後に瑠璃の地少しき現前す。同二月に宝地・宝池・宝楼を見給う。それより後、連々に勝相あり。ある時は左の眼より光を出す。眼に瑠璃あり。形瑠璃の壺のごとし。壺に赤き花有り。宝瓶のごとし。ある時は、遙かに西方を見遣り給うに、宝樹連なりて、高下心に従い、ある時は座下宝地となり、ある時は仏の面像現じ、ある時は三尊大身を現じ、ある時は勢至來現し給う。すなわち、画工に命じて、これを写し留めらる。ある時は宝鳥・琴笛等の種々の声を聞く。詳しく旨、御自筆の『三昧發得の記』に見えたり。彼の記、上人存日の間は披露無し。勢觀房、遺跡を相承の後、これを披見せられけり。高野の明遍僧都は、彼の記を開き見て、隨喜の涙を流されけるとなん。

〔奥書〕

七卷新番数廿四丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

正岳安相信士

華譽栄春信女

覺譽正玉信女

增田甚右衛門

法名頓譽教圓

第八卷

〔第一段〕 詞書

上人三昧發得の、ちは、暗夜に燈燭「なしといへとも、眼より光をハなちて」聖教を
ひらき、室の内外を見給、法蓮「房もまのあたりこれを拝し、隆寛律師も」ことに此
事を信仰せられけり、あるとき「秉燭の程に、上人のとかに聖教を披覽し」たまふ、
をとのしけれハ、正信房、いまた燈明など「たてまつるとも覺さりつるにと、おほつ
がなく」て、ひそかに座下を伺に、左右の御目のすみ「より光をハなちて、文の面を
照して見給、」そのひかりのあきらかなる事、ともしひにすぎ「たり、いみしくたう
ときことかきりなし、」かやうの内證をは、ふかく隠密する事にて「侍にと思て、ぬ
きあししてまかりいてぬ、」又ある時、更たけ、夜しつかにして深窓に「人なし、上
人ひとり念仏し給、御聲勇猛」なりけれハ、よなく「老骨をはけまし、おこ」たりな
き御つとめ、いたハしくも貴も覺て、「もし御要もやいますらんとて、正信房まいり」
て、やりとをひきあけて見たてまつれハ、身光「赫奕として、坐給へるた、み二帖か
うへに満り、」あきらかなること、暮山に望着夕陽を見「かことし、身の毛もたつハ

かりなり、たうとしと」いふもおろかなり、心つきなくやおほすらん、さ」れはとて、
やかてまかり出むことも中くなり、「進退わつらふところに、ことのやうみえぬと
や」思給けむ、上人たれそと問給、湛空と荅申「されけれハ、はやして各をも、か様
になしたて」まつらハや、なとそ仰られける、慈恩むかし」玄奘の門下において、眼
より光をハなちて、「よる聖教をひらきしかハ、泗州大師、上座」なりしかとも、な
を其徳に信伏して、あふ」きて師範とし給き、いま邊州にして、「末代たりといへと
も、奇特まことに」上古に恥ざるをや、」

釈文

法然上人、三昧
発得の後、暗夜
に眼より光を放
ちて聖教を見る

法蓮房信空、正
信房湛空ら、上
人の様子を眼の
あたりに見る

上人、三昧発得の後は、暗夜に燈燭無しといえども、眼より光を放ちて聖
教を開き、室の内外を見給う。法蓮房も、眼の当たりこれを拝し、隆寛律師も、
殊にこのことを信仰せられけり。ある時秉燭のほどに、上人長閑に聖教を披覽
し給う。音のしければ、正信房、未だ燈明など奉るとも覺えざりつるにと、覺
束無くて、密かに座下を伺うに、左右の御目の隅より光を放ちて、文の面を照ら
して見給う。その光の明らかなること、燈火に過ぎたり。いみじく貴きこと、
限り無し。かやうの内証をば、深く隱密することにて侍るにと思ひて、抜き足し

湛空、上人の身
光赫奕なるを見
る

慈恩、眼より光
を放つて聖教を
開く

て罷り出でぬ。また或る時、更長け、夜静かにして、深窓に人無し。上人一人
念仏し給う。御声勇猛なりければ、夜な夜な老骨を励まし、怠り無き御勤め、勞
しくも貴くも覚えて、もし御要もやいますらんとて、正信房参りて、遣戸を引
き開けて見奉れば、身光赫奕として、坐し給へる置二帖が上に満てり。明らか
なること、暮山に望みて夕陽を見るがごとし。身の毛も立つばかりなり。貴しと
いうも愚かなり。心付きなくや思すらん。さればとて、やがて罷り出でむこと
も、中々なり。進退煩うところに、ことの様見えぬとや思い給いけむ。上人、
「誰ぞ」と問い給う。「湛空」と答え申されければ、「嚙して各をも、かようにな
し奉らばや」などぞ仰せられける。慈恩、昔玄奘の門下に在りて、眼より光を
放ちて、夜、聖教を開きしかば、泗州大師、上座なりしかども、なおその徳
に信伏して、仰ぎて師範とし給いき。今辺州にして、末代たりといえども、奇特
真に上古に恥じざるをや。

〔第二段〕 詞書

あるとき上人、念仏しておはしけるに、「勢至菩薩来現し給事ありけり、その」たけ
一丈余なり、畫工に命じて其相を「うつしと、められ、なかく本尊とあふき申」され

けり、」

釈文

念仏中に勢至菩薩來現す
或る時上人、念仏しておわしけるに勢至菩薩來現し給うこと有りけり。その丈一丈余りなり。画工に命じて、其の相を写し留められ、長く本尊と仰ぎ申されけり。

〔第三段〕 詞書

上人あからさまに草庵をたちいて、かへり」給へりけるに、弥陀の三尊、繪像にあらず、木像にあらず、垣をはなれ、板敷にも、天井」にもつかすしておはしましたり、その、ちハ拝」見し給ふことつねの事なりけり、」

釈文

上人、空中に浮く三尊仏を拝む
上人あからさまに草庵を立ち出でて、帰り給へりけるに、弥陀の三尊、繪像にあらず、木像にあらず。垣を離れ、板敷にも天井にも付かずしておわしましたり。その後は、拝見し給うこと、常のことなりけり。

〔第四段〕 詞書

ところ／＼に別時念佛を修し、不断の稱名を「つとむること、みなもと上人の在世よりおこ」れり、そのなかに上人、元久二年正月一日より「靈山寺にして、三七日の別時念仏をはしめ」給ふに、燈なくして光明あり、才五夜に「いたりて行道するに、勢至菩薩おなしく」烈にたちて行道し給けり、法蓮房「夢のことくにこれを拝す、上人にこの」よしを申に、さる事侍らんと荅たまふ、「餘人ハ更に拝せず、」

釈文

上人、靈山寺にて別時念仏を修す

法蓮房信空、行道の列に勢至菩薩を見る

所々に別時念仏を修し、不断の稱名を勤むること、源、上人の在世より起これり。その中に、上人、元久二年正月一日より、靈山寺にして、三七日の別時念仏を始め給うに、燈無くして光明あり。第五夜に至りて、行道するに、勢至菩薩同じく列に立ちて、行道し給いけり。法蓮房、夢のごとくにこれを拝す。上人にこの由を申すに、「さること侍らん」と荅え給う。余人は更に拝せず。

〔第五段〕 詞書

同年四月五日、上人月輪殿にまいり給て、「數刻御法談ありけり、退出のとき、禪閣」庭上にくつれをりさせ給て、上人を礼拝し、御ひたいを地につけて、やゝひさしくありておきさせ給へり、御涙にむせひて「仰られてはいはく、上人地をハなれて、虚空に蓮」花をふみ、うしろに頭光現して、出給つる」をは見すやと、右京権大夫入道法名中納言「阿闍梨尋号本蓮房二人御前に候ける、みな」見たてまつらざるよしを申、池の橋をわたり給ひ」けるほとに、頭光現しけるによりて、かの橋をは「頭光の橋とそ申ける、もとより御帰依ふか、」りけるに、この後はいよく佛のことくにそ」うやまひたてまつられける、」

釈文

上人、月輪殿を退出のとき、頭光を現わさる九条兼実公庭上に下りて上人を拜す
頭光踏蓮

同年四月五日、上人、月輪殿に参り給いて、數刻御法談有りけり。退出の時、禪閣庭上に崩れ降りさせ給いて、上人を礼拝し、御額を地に付けて、稍久しくありて、起きさせ給えり。御涙に噎びて仰せられて曰く、「上人地を離れて、虚空に蓮華を踏み、後ろに頭光現じて、出で給いつるをば見すや」と。右京権大

戒心・尋玄には
見えす

頭光の橋

夫入道ぶにゆうどう（法名ほうみやう戒心かいしん）・中納言阿闍梨尋玄ちゆうなごんあじやりじんげん（本蓮房ほんれんぼうと号す）、二人御前に候ふたりごぜんそうらいける。皆見奉みなみたてまつらざる由よしを申す。池の橋いけはしを渡り給わたたまいけるほどに、頭光現づこうげんじけるによりて、彼の橋かはしをば「頭光の橋」とぞ申しける。元もとより、御帰依深ごきえふかかりけるに、この後はのちいよいよ仏のごとくにぞ敬うやまつい奉たてまつられける。

〔第六段〕 詞書

ある人不注名字上人の念珠を給たまはりて、よる」ひる名号をとなふ、ある時、あからさまにたけ」くきにかけたりけるに、一室照曜する」事ありけり、その光をたゝしみるに、上人」恩賜の念珠よりいてたり、珠ことに歴たたり、「なをし晴夜に星を見るかことし、奇」吳の事なりといへり、」

釈文

ある人ひと（名字みやうじを注せず）、上人しやうにんの念珠ねんじゆを給たまわりて、夜昼名号よるひるみやうごうを唱となう。ある時とき、あからさまに竹釘たけくぎに掛かけたりけるに、一室照曜いつしつしやうようすること有りけり。その光ひかりを糺ただし見るに、上人しやうにん恩賜おんみの念珠ねんじゆより出いでたり。珠毎たまごごに歴たたり。なおし晴夜せいやに星ほしを見るがごとし。奇異きいのことなりと言いえり。

上人の念珠、光
を發ちて室を照
す

〔第七段〕 詞書

上人の才子勝法房は、繪をかく仁」なりけるか、上人の真影を書たてまつりて、「其銘を所望しけるに、上人これを見」給て、鏡二面を左右の手にもち、水」鏡をまへにをかれて、頂の前後を見合」られ、たかふところには胡粉をぬりて、な」をしつければのち、これこそ似たれとて、「勝法房に賜はせけり、銘の事は、返荅に」及はれさりけるを、勝法房後日に又参て、「申出たりければ、上人の御まへに侍ける紙に、「我本因地以念」

佛心入無生忍」

今於此界攝念」

佛人歸於浄土」

十二月十一日 源空」

勝法御房」

とかきて授られければ、是を彼真影に」押て帰敬しけり、これハ首楞嚴經の勢至」の円通の文なり、上人は勢至の應現たりと」いふ事、世擧てこれを稱す、しかるにおほくの」文の中に、勢至の御詞を自賛に用られ侍る、「まことに奇特の事也、いま彼真

影を拝たてまつるに、「胡粉を塗てなをされたる所多し、これ末代の」亀鏡たるによ

りて、彼御自筆の本を写て、「此絵に加置ところ也、又或人、上人の真影を写て、「其銘を申けるにも、この文を書て賜けり、彼」正本つたはりて、いまにありとなん申侍る。」又讃州生福寺にすみ給し時ハ、勢至菩薩の「像を自作して、法然本地身大勢至菩薩、為」度衆生故、顕置此道場、ふ置文に載られける、委「事ハ、彼配所の巻にするすもの也、勢至の垂迹」たる条、その證據かくのことし、尤仰信」するにたれり、

釈文

「勝法房、上人の真影を描き、銘を所望する
上人、自分の肖像を水鏡で直す

上人、首楞嚴經の勢至円通の文を書き、勝法房に授ける

上人の弟子勝法房は、絵を描く仁なりけるが、上人の真影を書き奉りて、その銘を所望しけるに、上人これを見給いて、鏡二面を左右の手に持ち、水鏡を前に置かれて、頂の前後を見合わせられ、違うところには胡粉を塗りて、直しつけられて後、「これこそ似たれ」とて、勝法房に賜わせけり。銘のことは、返答に及ばれざりけるを、勝法房後日にまた参りて、申し出たりければ、上人の御前に侍りける紙に、「我本因地に念仏の心をもて、無生忍に入る。今この界において、念仏の人を撰して浄土に帰せしむ
十二月十一日 源空 勝法房」と書きて、授けられければ、これを彼の真影に押し寄せて帰敬しけり。これ

上人、勢至の円通の文を自賛に用うること多し

上人、讚岐の生福寺にて、勢至菩薩像を作り、置文で意を伝える

上人は勢至の垂迹

は、『首楞嚴經』の勢至の円通の文なり。上人は勢至の応現たりということ、世挙げてこれを称す。しかるに、多くの文の中に勢至の御詞を、自賛に用いられ侍る。真に奇特のことなり。今彼の真影を拝み奉るに、胡粉を塗りて直されたるところ多し。これ末代の亀鏡たるによりて、彼の御自筆の本を写して、この絵に加え置くところなり。またある人、上人の真影を写して、その銘を申しけるにも、この文を書きて賜いけり。彼の正本伝わりて、今に有りとなん申し侍る。また讚州生福寺に、住み給いし時は、勢至菩薩の像を自作して、「法然本地身は大勢至菩薩なり。衆生を度せんがための故に、この道場に顕し置く」等置文に載せられける。委しきことは、彼の配所の巻に記すものなり。勢至の垂迹たる条その証拠かくのごとし。もつとも仰ぎ信ずるに足れり。

〔第八段〕 詞書

諸人感夢の事おほきなかに、或人は「上人蓮花のなかにして、念仏し給と見る、」あるひとハ、天童上人を圍繞して、管絃遊」戲すとみる、あるハ又洛中みな鬪諍堅固」なれとも、たゝ上人の住所ひとり無為なり、これすな」ハち念仏するゆへなりとみる、或ハ嵯峨の釋迦」如来つけての給ハく、當時法然房といふ」人のひらきたる往生の道

妙にして、多の「ひとみなそのみちより往生すへし、と仰らると」みる、されハ上人
勸化の、ち、都鄙に往生をとくる人」おほし、紫雲音しうんおんこ、にもみえ、かしこにも聞
ゆ、「夢のつけ、むなしからさる事をしりぬ、極ごく」にのそみをかけむともから、た
れか上人の」をしへをあふかさらむ、」

釈文

諸人、さまざま
な瑞夢を見る

諸人しよにんかんむ感夢かむのこと多おほき中なかに、ある人は上人しやうにんれんげ蓮華れんげの中なかにして、念仏ねんぶつし給たまうと見る。
ある人は、天童上人てんどうしやうにん人を圍繞いにやうして、管絃遊戯かんげんゆげすと見る。あるはまた、洛中らくちゆう皆闕みなとら
淨じやうけん堅固けんこなれども、ただ上人しやうにんの住所じゆうしよ一人無為ひとりむゐなり。これすなわち、念仏ねんぶつする故ゆゑ
なりと見る。或は嵯峨あゐいさがの釈迦しやか如来にやらい、告つげて宣のたまわく、「当時とうじ、法然ほうねん房ぼうという人ひとの開ひら
きたる往生おうじやうの道妙みちたまうにして、多おほくの人ひと、皆みなその道みちより往生おうじやうすべし」と仰おほせらると見み
る。されば、上人しやうにんかんげ勸化のちの後とひ、都鄙とひに往生おうじやうを遂とぐる人多ひとおほし。紫雲しうん・音楽おんがく此処こにも
見みえ、彼処かしこにも聞きこゆ。夢ゆめの告つげ、空むなしからざることを知しりぬ。極楽ごくらくに望のぞみを懸か
けむ輩ともがら、誰たれか上人しやうにんの教おしえを仰あおがざらむ。

法然の勸化後、
往生する人多し

八卷新紙数廿七丁
四十八卷繪傳
知恩院
常住

第九卷

〔第一段〕 詞書

上人、道心うちに薰し、行業ほかにあらはる、「かみ王公より、しも黎元にいたるまで、その徳に」帰せすといふことなかりき、「後白河法皇、河東押少路の仙洞にて、御如法」經を修しますことありき、上人をもて御「先達とせらる、文治四年八月十四日、前方便を」はしめらる、御經衆ハ、法皇、妙音院の入道相國「師長公、源空上人、ならひに門才行賢大徳、山門ニハ」良宴法印、行智律師、仙雲律師、覺兼阿闍梨、「重田大徳、園城寺には、道顯僧都、真賢阿闍梨、」玄修阿闍梨、円隆阿闍梨、円玄阿闍梨ふなり、去十日日吉社に「臨幸ありし時、衆徒、執當澄雲法印をもて」申入けるは、東寺の僧、今度の御經衆にめし入らる「へきよしそのきこえあり、慈覺大師始行の」法則なり、他門の僧しかるへからず、又或上人めし「入らるへきよし風聞、これハあなかちに子細を」申へからすと云々、これによりて東寺の僧は「めされず、上人は勅喚ありて、御先達をつと」めらる、上人、藹次の才一たるうへ先達たり、一座「たるへきよしおほせらる、上人辞申さると」いへとも、勅定しきりなるによりて、

才一座に着す、「正面の東西に座をしく、東の一座に上人、西の一座に」法皇、上人のつきに入道相國着し給、良宴法印」以下、官次にまかせて列座す、行基菩薩ハ世俗の「法によりて、波羅門僧正のしもに着し給き、この例に」なそらへハ、良宴法印、上座たるへしといへとも、別勅にて「上人一座に着せらる、上人礼盤ニのほりて啓白、其後錫杖」を誦し、懺法をはしめたまふ、前方便の間ハ、毎日三時懺法なり、「同廿日の後夜の時より、正懺悔をハしめらる、後夜の調聲ハ」上人、晨朝の調聲は法皇御つとめあり、堂莊嚴「美をつくされ、作法又嚴重也、法皇御靈夢の事」ましくけり、子細御願文中納言兼光卿草之にみえたり、「

釈文

法然上人、後白河法皇の河東押小路仙洞での如法経供養に先達を勤める

経衆

上人、道心内に薰じ、行業外に現わる。上王公より、下黎元に至るまで、その徳に帰せずということ無かりき。後白河法皇、河東押小路の仙洞にて、御如法経を修しますこと有りき。上人をもつて御先達とせらる。文治四年八月十四日、前方便を始めらる。御経衆は、法皇、妙音院の入道相國(師長公)、源空上人、ならびに門弟行賢大徳、山門には、良宴法印・行智律師・仙雲律師・覚兼阿闍梨・重田大徳、園城寺には道顕僧都・真賢阿闍梨・玄修阿闍梨・

上人、勅定で先達となり、経衆の第一座に着す

後白河法皇靈夢

円隆・阿闍梨・円玄・阿闍梨等なり。去んぬる十日、日吉社に臨幸有りし時、衆徒、執当澄雲法印をもつて申し入れけるは、東寺の僧、今度の御経衆に召し入れらるべき由、その聞え有り。慈覚大師始行の法則なり。他門の僧然るべからず。また或る上人召し入れらるべき由風聞す。これは、強に子細を申すべからずと、云々。これによりて、東寺の僧は召されず。上人は勅喚有りて、御先達を勤めらる。上人、蔭次の第一たる上、先達たり。一座たるべき由仰せらる。上人辞し申さるといえども、勅定類りなるによりて、第一座に着す。正面の東西に座を敷く。東の一座に上人、西の一座に法皇、上人の次に、入道相国着し給う。良宴法印以下、官次に任せて列座す。行基菩薩は世俗の法によりて、波羅門僧正の下に着し給いき。この例に準えば、良宴法印、上座たるべしといえども、別勅にて上人一座に着せらる。上人礼盤に上りて啓白す。其の後、錫杖を誦し、懺法を始め給う。前方便の間は、毎日三時懺法なり。同二十日の後夜の時より、正懺悔を始めらる。後夜の調声は上人、晨朝の調声は、法皇御勤め有り。堂莊嚴、美を尽くされ、作法また嚴重なり。法皇御靈夢のことましましけり。子細は御願文（中納言兼光卿之を草す）に見えたり。

〔第二段〕 詞書

九月四日、御料帑をむかへらる、件の料紙は、「観性法橋の進するところなり、かの法橋慈鎮和尚」于時法印同宿のあひた、御料紙安置の所ハ、和尚の住房「三条白川なり、鳥羽院の才七宮覺快親王の」舊跡にてそありける、良宴法印以下十一人の經衆ハ、「かの所へむかふ、宿老のこりと、まる儀になそらへて、」法皇、上人、相國禪門、道場にまうけさせ給ふ、料紙を」銅の筒にをさめ、御輿に入たてまつりてむかへたてまつる、南のひかくしのしたに案をたて、御輿をかき」すへたてまつる、良宴法印以下の經衆、外に候して」伽陀を誦す、正面の明障子をあけられて、」法皇伽陀を誦しますますに、上人、入道相國おなしく」助音申さる、料帑を道場に安置の、ち、行道合煞」あり、この儀ハさたまれる法式にあらず、上人これを」申をこなはれけり、

釈文

料紙は観性の寄進
慈鎮の住房に安置せる料紙を経衆が迎える

くがつよつか 御料紙を迎えらる。 件の料紙は、観性法橋の進するところなり。
九月四日、御料紙を迎えらる。 件の料紙は、観性法橋の進するところなり。
かの法橋、慈鎮和尚 (時に法印) 同宿の間、御料紙安置の所は和尚の住房三条白川なり。 鳥羽院の第七宮覺快親王の旧跡にてぞありける。 良宴法印以下

料紙は銅筒に入
れ、御輿で運ぶ

料紙を如法道場
に安置して行道
名号の称揚あり

十一人の経衆は、彼の所へ向かう。宿老、残り留まる儀に準えて、法皇・上人・相国禅門、道場に設けさせ給う。料紙を銅の筒に収め、御輿に入れ奉りて、迎え奉る。南の日隠の下に案を立てて、御輿を昇き据え奉る。良宴法印以下の経衆、外に候して伽陀を誦す。正面の、明障子を開けられて、法皇伽陀を誦しますますに、上人・入道相国、同じく助音申さる。料紙を道場に安置の後、行道、合殺有り。この儀は、定まれる法式に非ず。上人これを申し行なわれけり。

〔第三段〕 詞書

同八日、寫經の水をむかへらる、下藹の僧「衆不、横川にのほりて、慈覚大師のおこなひ給し根本の水をくみて、銅の瓶に」いれて持参す、同十一日御筆立なり、慈鎮「和尚、観性法橋は、御経衆にあらずといえとも、」もとより如法經中たるによりて、写經の時「参せらる、和尚は入道相國のしもに着し、」観性法橋は、仙雲律師のしもに坐す、上人、「礼盤にのほりて啓白、下座の、ち行道、とと」をハりて伽陀を誦す、其後十六人着座して、「同時に筆をとり、書写をはしめらる、」

釈文

横川より、写経の水を迎える

慈鎮・観性、写経の場に参加

十六人着座、写経す

同八日、写経の水を迎えらる。下臈の僧衆等、横川に上りて、慈覚大師の行ない給いし根本の水を汲みて、銅の瓶に入れて持参す。同十一日御筆立なり。慈鎮和尚・観性法橋は、御経衆に非ずといえども、元より如法経中たるによりて、写経の時参ぜらる。和尚は入道相国の下に着し、観性法橋は、仙雲律師の下に坐す。上人、礼盤に上りて啓白し、下座の後行道す。行道終わりて、伽陀を誦す。其の後十六人着座して、同時に筆を執り、書写を始めらる。

〔第四段〕 詞書

同十二日巳刻に、御書写ことおへしかは、「すなハち十種供養の儀あり、伶人の上達部」透渡殿に着す、地下の呂人、日隠の西の腋に」座して、沙陀調の調子をふく、正面の庭上に、「赤地の錦の地鋪をしきて、その上に机二脚を」たて、十種供養の具を安す、天童二人、舞童」十六人、東西よりす、み出て、供具をとりて、南」の階下に参して傳供をなす、衆僧正面の」左右にたちて傳供す、このあひた十天樂を」奏す、御導師澄憲法印なり、傳供のときは、」制禁かたくして、察詣の道俗、やり水の

北に」のそますといへとも、説法の時ハ勅許ありて、「聴聞の縑素群をなす、弁説玉

をはく、」貴賤みな涙をなかつ、説法のおもむき前々に」超過せり、ことに穀感ある

よし、権大納言兼雅卿」をもて仰下さる、導師下座の時、千秋ふを奏す、」入道相國唱

哥、中御門大納言宗家卿助音、凡」今日の儀式、万代の美談なり、六十の御賀」をお

こなはれす、自然にこの事にあるかの」よし、時の人申あへり、」

釈文

書写終わって十
種供養を行う

伶人、呂人

天童・舞童

導師澄憲

説法に道俗群集
す

同十一日巳刻に、御書写のこと終えしかば、すなわち十種供養の儀あり。伶人の上達部、透渡殿に着す。地下の呂人、日隠の西の腋に座して、沙陀調の調子を吹く。正面の庭上に、赤地の錦の地舗を敷きて、その上に机二脚を立てて、十種供養の具を安ず。天童一人、舞童十六人、東西より進み出で、供具を取りて、南の階下に参じて伝供を為す。衆僧正面の左右に立ちて伝供す。この間、十天衆を奏す。御導師澄憲法印なり。伝供の時は、制禁殿くして、参詣の道俗遣水の北に臨まずといえども、説法の時は勅許有りて、聴聞の縑素群をなす。弁説玉を吐く。貴賤皆涙を流す。説法の趣、前々に超過せり。ことに穀感有るよし、権大納言兼雅卿をもつて仰せ下さる。導師下座の時、千秋ふを奏す。

入道相国唱歌、中御門大納言（宗家卿）助音、凡そ今日の儀式、万代の美談なり。六十の御賀を行なわれず。自然にこのことにあるかの由、時の人申し合へり。

〔第五段〕 詞書

同十三日、御經奉納のために、首楞嚴院に「臨幸あり、長吏円良法印の沙汰として、」水飲に御所をまうけ、供御ならひに御行「水を用意す、法皇、鳥居の岡より御步行、」まつ四季講堂に入御、その、ち如法堂の中門の「外に、天童以下供具をさ、けて左右にたつ、」（中門より御堂にいたるまで蓮道を）しく、西の戸より御經つりて、如法「堂に入御、中門より御堂にいたるまで蓮道を」しく、西の戸より御經を入たてまつりて、正面「の南の庇に安す、御經衆、南の簀子に候す、」一行智律師御經をとり出したてまつる、法皇うけとらせおはしまして、長吏円良法印「にわたしたまハす、このあひた伽陀を誦す、御」導師円能法印なり、（于時、法橋）説法の、ち、中門の「ほかにして、御布施を給ふ、次に十天を奏、」さて法界房に渡御の、ち、宗明を奏「し、伽陀を誦す、御導師又円能法印なり、」啓白下座の、ち、中堂に臨幸あり、

釈文

首楞嚴院に写經を奉納する
法皇、鳥居岡より歩行
四季講堂入御

如法堂

法皇、御經を行智より受取り、長吏円良に渡さる

導師円能

中堂臨御

同十三日、御經奉納のために、首楞嚴院に臨幸有り。長吏円良法印の沙汰として、水飲に御所を設け、供御ならびに御行水を用意す。法皇、鳥居の岡より、御歩行、まず四季講堂に入御。その後、如法堂の中門の外に、天童以下供具を捧げて左右に立つ。衆人法界房の北の砌に候して衆を奏す。中門の内より、御淨履を奉りて、如法堂に入御。中門より御堂に至るまで、莛道を敷く。西の戸より御經を入れ奉りて、正面の南の庇に安ず。御經衆、南の簀子に候す。行智律師御經を取り出し奉る。法皇受け取らせおわしまして、長吏円良法印に渡し給わす。この間、伽陀を誦す。御導師円能法印なり（時に法橋）。説法の後、中門の外にして、御布施を給う。次に十天衆を奏す。さて、法界房に渡御の後、宗明衆を奏し、伽陀を誦す。御導師また円能法印なり。啓白下座の後、中堂に臨幸あり。

〔第六段〕 詞書

中堂より還御、食堂にして御装束をあ「らためらる、このあひた衆徒庭上に群奏」し

て、延年種々の藝をほとこす、奉行人」定長卿をもて、御願無為の条、ひとへにこれ」衆徒祈念のいたすところなり、穀感はな」はたしきよし、澄雲法印におほせくたさる、「澄雲庭にをりて、勅定のおもむきを衆徒」におほす、その、ちゆふへにをよひけれハ、すな」ハち還御あり、亥刻に押小路殿に着御、「本道場にして懺法をおこなハる、これを歎菟」懺法と号す、抑慈覚大師の門徒餘流、山門、園城」の碩徳、高僧、その数おほかるなかに、隠遁の上」人をめしいたして、御先達とせられけること、「しかしながら佛徳のいたり、御帰依のあまりなり、」

釈文

後白河法皇、中堂より還御さる延年舞はじめ種々の芸能を施す

押小路殿に着御歎喜懺法
法皇、帰依のあまり、上人を先達とさる

中堂より還御、食堂にして御装束を改めらる。この間、衆徒庭上に群参して、延年種々の芸を施す。奉行人定長卿をもつて、御願無為の条、ひとえにこれ衆徒祈念のいたすところなり。穀感甚しき由、澄雲法印に仰せ下さる。澄雲庭に降りて、勅定の趣を衆徒に仰す。その後、夕べに及びければ、すなわち、還御有り。亥刻に押小路殿に着御。本道場にして、懺法を行なわる。これを歎喜懺法と号す。そもそも、慈覚大師の門徒餘流、山門・園城の碩徳・高僧、その数多かる中に、隠遁の上人を召し出して、御先達とせられけること、しかしなが

ら仏徳ぶつとくの至いたり、御ご歸依きえの余あまりなり。

〔奥書〕

九卷新しん勢せい数すう廿にじゅう四し丁てい

四十八卷繪えい傳でん

知恩院
常住

南無阿弥陀仏

為両親義山和尚往生也

第十卷

〔第一段〕 詞書

高倉院御在位のとき、承安」五年の春、勅請ありしかは、「主上に一乘円戒をさつ
けたて」まつらる、卿相頂戴し、宮人稽首す、「清和御門、貞觀年中に慈覺大師を」
紫宸に請したてまつられ、「天皇、ミ后ともに円戒をうけましく」き、上人、かの
九代の嫡嗣として、法流」た、一器につたハリき、はるかに」いにしへのあとををこ
したまひ」ぬるこそいみしく侍れ、」

釈文

承安五年、法然上人、勅請あつて高倉天皇に円戒を授ける
皇后も受戒

高倉院御在位の時、承安五年の春、勅請有りしかば、主上に一乘円戒を
授け奉らる。卿相頂戴し、宮人稽首す。清和御門、貞觀年中に、慈覺大師
を紫宸に請じ奉られ、天皇・皇后ともに、円戒を受けましましき。上人、彼の
九代の嫡嗣として、法流ただ一器に伝わりき。遙かに古の跡を興し給いぬるこ
そいみじく侍れ。

〔第二段〕 詞書

後白河法皇 勅請ありけれハ、上人、法住寺の「御所に参したまひて、一乗円戒をさつけ」申されけり、山門、園城の碩徳をめされて、「番々に往生要集を講し、おのゝ所存の義」をのへさせられけるに、上人おほせにしたかひ「て披講し給けるに、往生極樂の教行は、「濁世末代の目足なり、道俗貴賤たれか歸せ」さらむものと、よみあけ給より、ハしめてき」こしめさるゝやうに、御きもにそみて、たう」とく御感涙はなハたしかりけり、御信仰「のあまり、右京權大夫隆信朝臣におほせて、「上人の真影を畱して、蓮花王院の寶藏」におさめらる、先代にも、その例まれなる」事とそ申あへりける、

釈文

上人、法住寺御所にて後白河法皇に円戒を授くる
往生要集を講ずる

後白河法皇、勅請有りければ、上人、法住寺の御所に参じ給いて、一乗円戒を授け申されけり。山門・園城の碩徳を召されて、番々に『往生要集』を講じ、各々所存の義を述べさせられけるに、上人、仰せに従いて披講し給いけるに、往生極樂の教行は、濁世末代の目足なり。道俗貴賤、誰か歸せざらん

後白河法皇、藤原隆信に上人の肖像を画かせ、蓮華王院の宝蔵に納める

ものと、読み上げ給うより、初めて聞き召さるるように、御胆に染みて、貴く御感涙甚しかりけり。御信仰の余り、右京権大夫隆信朝臣に仰せて、上人の眞影を写して、蓮華王院の宝蔵に収めらる。先代にも、その例稀なることぞ申し合えりける。

〔第三段〕 詞書

後白河の法皇、ひとへに上人の勸化に歸しまし〜、「御信仰他にことなりしかハ、百万遍の御苦行、二」百余ケ度まで功をつみ、比類なき御事」にてそまし〜ける、建久三年正月五日より御惱」ありけるに、日にしたかひておもらせをハしまし」ければ、御善知識に参せらるへきよし、仰下き」るゝによりて、二月廿六日に上人参したまひて、「御戒を授たてまつられ、御往生の儀式をさた」め申さる、念佛往生の道ハ、日ころきこしめし」をかれけるうへ、かさねて申入らるゝむね、むころ」なりしかは、いよ〜御信心ふかくして、御念仏を」こたらせ給はず、御臨終ちかつかせ給ければ、同」三月十二日戌刻に、御佛を渡たてまつられ、十三日」寅刻、御臨終正念にして稱名相続し、御端坐ねふる」かことくして、往生の素懷をとけさせ給き、御年」六十六なり、誠御宿縁のいたり、あはれにそおほえ侍、」

釈文

法皇、百万遍念
仏二百余回

上人、後白河法
皇の臨終に召さ
れ、善知識をつ
とめる
往生の儀式を定
める

建久三年三月十
二日往生

後白河の法皇、ひとえに上人の勸化に帰しましたし、御信仰他に異なりしかば、百万遍の御苦行、二百余か度まで功を積み、比類なき御事にてぞまします。建久三年正月五日より、御悩有りけるに、日に従いて重らせおわしませければ、御善知識に参ぜらるべき由、仰せ下さるるによりて、二月二十六日に、上人参じ給いて、御戒を授け奉られ、御往生の儀式を定め申さる。念仏往生の道は、日頃聞き召し置かれけるうえ、重ねて申し入らる旨、懇ろなりしかば、いよいよ御信心深くして、御念仏怠らせ給わず。御臨終、近づかせ給いければ、同三月十一日戌刻に、御仏を渡し奉られ、十三日寅刻、御臨終、正念にして、称名相続し、御端坐眠るがごとくして、往生の素懷を遂げさせ給いき。御年六十六なり。誠に御宿縁の至り、哀れにぞ覚え侍る。

〔第四段〕 詞書

法皇崩御の後、かの御菩提の御ために、「建久三年秋のころ、大和前司親盛」入道
見仏、八坂の引導寺にして、心阿弥陀」佛調聲し、住蓮、安樂、見仏のたくひ助」

音して、六時礼讃を修し、七日念佛す。」結願の時、種々の捧物を取りいてけるを、上人」不受の氣をハしまして、念仏はみつからの」ためのつとめなり、法皇の御菩提に」廻向したてまつるとも、布施以外の事」なり、ゆめ／＼あるへからすとて、いまし」め給ける、これ六時礼讃共行のハしめ」なり、」

釈文

法皇の菩提のため、見仏ら、八坂の引導寺にて六時礼讃、七日念仏を修す

六時礼讃苦行の初め

法皇崩御の後、彼の御菩提の御為に、建久三年秋の頃、大和前司親盛入道（法名見仏）、八坂の引導寺にして、心阿弥陀仏調声し、住蓮・安樂・見仏等の類助音して、六時礼讃を修し、七日念佛す。結願の時、種々の捧物を取り出でけるを、上人不受の氣おわしまして、「念仏は自らのための勤めなり。法皇の御菩提に廻向し奉るとも、布施以外のことなり。努々有るべからず」とて、戒め給いける。これ、六時礼讃共行の初めなり。

〔第五段〕 詞書

後白河の法皇の十三年の御遠忌に當て、「土御門院、元久元年三月に、御仏事を修せられ」けるに、上人蓮花王院にして、浄土の三部經を」書写せられ、能聲をゑらひて、

六時礼讃を」勲行して、ねんころに御菩提をそ訪申されける、」又大和入道見仏も、おなしく法皇の御菩提を」いのり申さむために、いつれの行法をか修へきと」思惟するに、法皇見仏か夢に、我菩提をは」如法に訪へきよしを示されけり、則見仏此由を」上人に申けれハ、上人浄土の三部經を如法に」書写すへき次才、法花の如法經になぞら」へて法則を出さる、所謂かの記云、」

浄土三部經如法經次才」

一 御料紙事、紙そを殖て千日是を行へ、其間ハ」念仏礼讃を用へし、若かくのことくをこなへる」料紙なくハ、市の料帛を用へし、」

一 堂莊嚴事如常」

一 前方便七ケ日事、沐浴、潔斎、浄衣不常のことし、」但、絹綿の類ハ、用否、人の意にあるへし、」

一 入道場次才、門前の灑水、并香呂、花筥、香象」不常のことし、次に無言行道三反、奉請、合煞不」常のことし、次に諸衆寶座の前に列立して、」惣礼の伽陀を誦へし、其詞に云、」

歸命本師尺迦仏 十方世界諸如来」

願主施主衆生請 不捨慈悲入道場」

南無十方三世一切諸仏哀愍納入此道場」

本國弥陀諸聖衆 平ふ俱来坐道場」

道場聖衆實難逢 衆（マ）不頂礼弥陀會」

南無極樂世界、諸尊聖衆、慈悲護念、證明功德」

次に弥陀を讃嘆したてまつるへし、」

弘誓多門四十八 偏標念仏取為親」

人能念仏と還念 專心想仏と知人」

南無極ふ化主弥陀如来、命終決定往生極樂」

次に經を讃嘆すへし、」

念と思聞浄土教 文と句と誓當懃」

憶想長时流浪久 專心聽法入真門」

南無浄土三部甚深妙典命終決定往生極ふ」

次に礼讚日没の時よりは是を始へし、諸衆着座、導師「登礼盤、礼讚の後、高聲念

仏三百反、但時の早晚」によるへし、礼讚の時刻ハ、日没申時、初夜戌時、」半

夜子時、後夜寅時、晨朝辰時、日中午時なるへし、」次に仏經を讃嘆すへし、伽陀、

其詞先のことし、」但、開白の時ハ、念仏以後の讃嘆を略へし、又開白」以後ハ、

惣礼の伽陀を略へし、次に例時の作法」常のことし、但、日没一時を用へし、次に讀經ハ雙局」觀經なるへし、轉讀の多少、時の早晚に随へし、

次出堂、

後々の時、これになぞらへて知へし、前方便、七ヶ日の間、日別かくのことくなるへし、

一 写經七ヶ日事、沐浴、潔齋、入道場、礼讚、念仏、讚嘆、讀經の次才、前方便のことし、一事も違すへから」す、筆立の次才、初日、晨朝の礼讚以後、啓白有へし、」其器量を選へし、分經并墨筆以下の諸事、」常のことし、日別の書写、礼讚已後、多少時によるへし、」但、七ヶ日の間に其功を終へき也、日別解説、」日中の礼讚以後なるへし、日々の次才、是になぞらへて知へし、七ヶ日の間の儀式かくのことし、」次に奉納の次才、常のことし、仏經讚嘆先のことし、」但、讚嘆の多少時宜によるへし、奉納路次の」間の合煞、常のことし、

上人記録の法則かくのことし、追福のために、」是の善根を修する事、このときよりハし」まれるとなむ、申つたへ侍る、されハ其後、三部」經を如法に書写する事、世におほく聞へ」侍り、

積文

土御門院、後白河法皇の十三回忌を行うにあたり、上人、浄土三部經を書寫し六時礼讃を勤行す

上人の法則

浄土三部經如法經次第
写經料紙は楮

堂莊嚴

前方便七か日

後白河の法皇の十三年の御遠忌に当たりて、土御門院、元久元年三月に、御仏事を修せられけるに、上人蓮華王院にして、浄土の三部經を書寫せられ、能声を選びて、六時礼讃を勤行して、懇ろに御菩提をぞ、訪い申されける。また大和入道見仏も同じく、法皇の御菩提を祈り申さむために、いずれの行法をか修すべきと思惟するに、法皇、見仏が夢に、我が菩提をば如法に訪うべき由を示されけり。すなわち見仏この由を上人に申しければ、上人、浄土の三部經を如法に書寫すべき次第、法華の如法經に準えて、法則を出さる。いわゆる彼の記に云く、

浄土三部經 如法經 次第

一、御料紙のこと。楮を殖えて、千日これを行なえ。その間は念仏礼讃を用うべし。もし、かくのごとく行なえる料紙無くば、市の料紙を用うべし。

一、堂莊嚴のこと。(常のごとし)。

一、前方便七か日のこと。沐浴・潔斎・淨衣等、常のごとし。ただし、絹綿の類は、用否人の意に有るべし。

一、^{ひとつ}道場に入るの次第。^{もんぜん}門前の灑水、^{ならびに}ならびに香呂・^{けこ}花笥・^{こうぞうとうつね}香象等常のごとし。

^{つぎ}次に無言行道三遍、^ぶ奉請、^{がつかつしつね}合殺等常のごとし。^{つぎ}次に諸衆宝座の前に列立し

て、^{そうらい}惣礼の伽陀を誦すべし。その詞に云く、

^{きみまうほんし}歸命本師釈迦仏 ^{じつぼうせ}十方世界諸如来

^{がんにゆせ}願受施主衆生 ^{ふしやじ}不捨慈悲入道場

^{なむじつぼうさんぜ}南無十方三世一切諸仏 ^{あいみんのちじゆ}哀愍納受 ^{にゆうし}入此道場

^{ほんごくみだ}本国弥陀諸聖衆 ^{びやうどくく}平等俱来坐道場

^{どちじようし}道場聖衆 ^{じゆとち}実難逢衆等頂礼弥陀尊

^{なむ}南無極樂世界 ^{しよせんしやうじゆう}諸尊聖衆 ^{じひごねん}慈悲護念 ^{しやうみよくどく}証明功德

^{つぎ}次に弥陀を讚嘆し奉るべし。

^{ぐぜいた}弘誓多門四十八 ^{へんびやうねんぶつさいいしん}偏標念仏最為親

^{にんのうねんぶつ}人能念仏還念 ^{せんしんそふぶつち}專心想仏知人

^{なむ}南無極樂化主弥陀如来 ^{みまうじゆうけつじゆう}命終決定 ^{おうじまうげくらく}往生極樂

^{つぎ}次に經を讚嘆すべし。

^{ねんねんし}念々思聞淨土教 ^{もんもんくく}文々句句誓當勸

^{おくそちようじ}憶想長時流浪久 ^{せんしんちようばうにゆうしんもん}專心聽法入真門

礼讃は日没時より始む

読経は双卷経

出堂

写経七か日次第

南無浄土三部 甚深妙典 命終決定 往生極楽

次に礼讃、日没の時よりこれを始むべし。諸衆着座、導師礼盤に登り、礼讃の後、高声念仏三百遍。ただし、時の早晩によるべし。礼讃の時刻は、日没申時、初夜戌時、半夜子時、後夜寅時、晨朝辰時、日中午時なるべし。次に仏経を讃嘆すべし。伽陀、その詞先のごとし。ただし、開白の時は、念仏以後の讃嘆を略すべし。また開白以後は、惣礼の伽陀を略すべし。次に、例時の作法常のごとし。ただし、日没一時を用うべし。次に読経は『双卷観経』なるべし。転読の多少、時の早晩に随うべし。次に、出堂。

後々の時、これに準えて知るべし。前方便、七か日の間、日別かくのごとくなるべし。

一、写経七か日のこと、沐浴・潔斎・入道場・礼讃・念仏・讃嘆・読経等の次第、前方便のごとし。一事も違すべからず。筆立の次第、初日、晨朝の礼讃以後、啓白有るべし。その器量を選ぶべし。分経、ならびに墨筆等以下の諸事、常のごとし。日別の書写、礼讃已後、多少時によるべし。ただし、七か日の間にその功を終わるべきなり。日別解説、日中の礼讃以後なるべし。

日々にちの次第しだい、これに準なぞえて知るべし。七しちか日の間あいだの儀式ぎしき、かくのごとし。次に、奉納ぶのうの次第しだい、常つねのごとし。仏経ぶつぎょう・讚嘆さんたん、先さきのごとし。ただし、讚嘆さんたんの多た少しょう、時宜じぎによるべし。奉納路次ぶのうろじの間あいだの合殺がつかつ、常つねのごとし。

上人じやうにん記録きらくの法則ほつそくかくのごとし。追福つひふくのために、是等これらの善根ぜんこんを修しゆすること、この時ときより始はじまれるとなむ、申もうし伝つたえ侍はべる。さればその後のち、三部経さんぶきやうを如法にやほうに書写しよしやすること、世よに多おほく聞きえ侍はべり。

〔第六段〕 詞書

後鳥羽院、度々 勅請ありて、円戒を御傳受、「上西門院、修明門院おなしく御受戒あり」き、かゝりしかば、三公、と卿かうへを「かたふけ、一朝あふきて、傳戒の師」とせすといふ事なかりき、

釈文

後鳥羽院、上西門院、修明門院、同おなじく
 後鳥羽院、度々勅請有りて、円戒を御傳受。上西門院・修明門院、同じく御受戒有りき。かかりしかば、三公・公卿、頭を傾け、一朝仰ぎて、伝戒の師とせずといふこと無かりき。

〔奥書〕

十卷新鈔數廿七丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

南無阿彌陀仏為傳榮往生